

- ・岩沼市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- ・地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 改正理由

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次世代にその知識、技術、経験などを継承していくことを目的として、地方公務員法が改正され、定年年齢がこれまでの60歳から65歳に引き上げられることに伴い、岩沼市職員の定年等に関する条例の一部を改正するとともに、関係条例について所要の改正等を行おうとするもの

2 改正概要

(1) 岩沼市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

ア 定年年齢の引上げ【第2章第3条の一部改正及び制定附則第2項の新設】

定年年齢を60歳から65歳へと2年度に1歳ずつ段階的に引き上げるもの

令和5年度・令和6年度：61歳、令和7年度・令和8年度：62歳

令和9年度・令和10年度：63歳、令和11年度・令和12年度：64歳

令和13年度以降：65歳

イ 管理監督職務上限年齢制（役職定年制）の導入【第3章の新設】

管理監督職の範囲を「管理職手当の支給対象となっている職」と、上限年齢を「60歳」とし、非管理監督職（管理職手当の支給対象外）への降任を行うもの

ウ 定年前再任用短時間勤務制の導入【第4章の新設】

60歳到達以後、引き上げられた定年年齢に達する日までの間に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職への採用を可能とするもの

エ 情報提供・意思確認制度の導入【制定附則第3項の新設】

職員が60歳に到達する前年度に、必要な情報を提供し、意思を確認するもの

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

ア 地方公務員法の一部改正による条項のズレ、「再任用職員」の規定廃止などを踏まえ、当該条項や規定を引用している関係条例に所要の改正を行うとともに、不要となる条例の廃止を行おうとするもの

イ 60歳を超える職員の給料月額について、60歳前の給料月額の7割水準に設定しようとするもの【第3条「岩沼市職員の給与に関する条例の一部改正（附則の新設）」】